

2006年4月14日

中央労働委員会  
会長 山口浩一郎 様  
大阪府労働委員会  
会長 若林 正伸 様

申立人 所在地 大阪市中央区北浜東1 - 17  
日本ワードデータビル8階  
名称 大阪教育合同労働組合  
代表者 執行委員長 山下恒生

### 不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号・3号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。なお、本件に関連する事件が中央労働委員会で再審査されているため（中労委2005年（平成17年）（不再）第89号）、労働組合法施行令第27条により、本件管轄を中央労働委員会とすることを希望する。

#### 1. 被申立人

所在地 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番地1号  
名称 尼崎市  
代表者 市長 白井 文

所在地 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番地1号  
名称 尼崎市教育委員会  
代表者 委員長 岡本 元興

#### 2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人大阪教育合同労働組合の2005年10月14日付「団体交渉申入書」記載の団体交渉に、誠意をもって応じよ。
- (2) 被申立人は、申立人との団体交渉継続中において、組合員に2006年度「尼崎市教育委員会外国人外国語指導助手の就業に関する規定及び同意書」に同意署名を強制してはならない。
- (3) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、尼崎市役所入り口付近の見やすい場所に1週間掲示せよ。

記

年 月 日

大阪教育合同労働組合

執行委員長 山下恒生 様

同 尼崎支部

支部長 Gregory Patton 様

尼崎市

市長 白井 文

尼崎市教育委員会

教育長 保田 薫

#### 陳 謝 文

当市及び当市教育委員会は、外国人外国語指導助手（A L T）の2006年度賃金・労働条件に関する貴労組との団体交渉を誠実に行うことなく、一方的に大幅な賃下げを決定しました。そして、団交が継続しているにもかかわらず、貴労組組合員に賃下げ「同意書」に署名を強制しました。

こうした行為は、労働組合法第7条第2・3号に違反する不当労働行為であります。上記の行為につき、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為を一切行わないことを約束します。

以 上

### 3 . 不当労働行為を構成する具体的事実

#### ( 1 ) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下、「組合」という）は、1989年11月23日に主に教育に係る労働者で結成された労働組合である。被申立人に雇用される教職員で尼崎支部を作っており組合員は10名である。

被申立人尼崎市（以下、「市」という）は、地方自治法に基づく普通地方公共団体である。

被申立人尼崎市教育委員会（以下、「市教委」という）は、市が地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置している行政委員会である。

#### ( 2 ) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

2001年9月に市立中学校で働く外国人外国語指導助手（以下、「A L T」という）1人が組合に加入し、その後A L Tの組合加入が続き、2002年12月11日、3人の組合員で尼崎支部（以下、「支部」という）を結成し、支部長にCarmen Brancoを選出した。2005年7月、Gregory Pattonが支部長の選出された。

2003年10月、市教委が週40時間労働のA L T（以下、「40時間A L T」という）賃

金を2003年度年収の15%（年額980,400円、月額81,700円）削減する方針を打ち出したため、組合は同年11月26日付で「組合結成通知及び団体交渉申入書」を被申立人へ手渡した。この頃までに、組合員は10名に増えた。

同申入書に基づく団体交渉は同年12月12日から2004年2月5日まで3回開催された。この団交において、組合は2004年度の賃金5%引き下げを受け入れるかわりに、被申立人から、2005年度以降の賃金については改めて協議する、今後とも組合員の労働条件の変更にあたっては十分に協議を行っていく、との回答を得たため、賃金引き下げ問題について妥結した。

2004年11月24日、被申立人は、A L Tの2004年度冬期一時金の提案及び次年度報酬についての提案を行いたいと連絡してきた。

同年12月2日から2005年3月28日まで計6回、2005年度賃金・労働条件に関する団交が開催された。

この6回に及ぶ団交で、被申立人は前年度団交で約束した、「十分な協議」を守らず、40時間A L Tの2005年度賃金をさらに5%引き下げる提案に固執したため、団交は紛糾した。組合は引き下げ率を緩和し、労働時間等の労働条件を改善する妥協案を示したが、被申立人は5%引き下げに固執したため、組合はストライキをもって大幅賃下げに反対した。しかし、結局、被申立人は3.6%引き下げからは一切譲らず、労働条件の改善も行わなかった。組合は、3.6%引き下げる根拠に合理性がないことを指摘し、とりわけ一般職員の賃金が引き上げられていることとの均衡がとれていないことを追及して、せめて3%に引き下げ率を緩和するように求めた。しかし、被申立人は3.6%引き下げに固執し、団交を打ち切って、組合員を個別に呼び出して、3.6%引き下げの新しい就業規定に同意をせまった。賃金については団交中であるので、団交の結果に従うと書き加えて同意書に署名した組合員に対して、被申立人は、この規定に同意できない場合は2005年度雇用しない、引き続き働きたいなら、何も付記しないで同意書に署名するよう強制した。組合員たちは、解雇をおそれて、しぶしぶ同意書に署名をした。

上記のような被申立人の不誠実団交、組合への支配介入について、組合は2005年4月、大阪府労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。

大阪府労委は、内容の審査をすることなく申立を却下したため、現在中央労働委員会において再審査が行われている（中労委2005年（平成17年）（不再）第89号、尼崎市・尼崎市教育委員会不当労働行為事件）。

2005年10月14日、組合はA L Tの2005年度賃金・労働条件の団交が不誠実にしか対応してもらえなかったことを反省して、例年より早い目に、2006年度賃金・労働条件に関

する団交（以下、「本件団交」という）を申し入れた<sup>1</sup>。しかし、被申立人はなかなか団交には応じず、同年12月1日になってようやく第1回団交が開かれた。団交には被申立人側からは林市教委課長補佐が代表として出席したが、市長や教育長（及び教育委員）は出席しなかった（以降の団交も林課長補佐が代表で出席した）。

本件第1回団交において、被申立人は組合の要求事項に対する回答（メモ）<sup>2</sup>を出してきた。回答では、組合が40時間A L T賃金の1%引き上げを求めたことに対して、2003年度年収の5%（月額27,233円）引き下げるとした。その他の一時金や労働条件改善の要求に対しては、現行通りの回答となった。そして、この回答に対する諾否を同年12月5日までに行うように求めたきた。

組合員からは、毎年賃金が引き下げられては働く意欲がなくなる、なぜA L Tだけが賃金引き下げになるのか等の意見が出された。被申立人は、一般職員とは給料システムが違うから一緒にはできない、他都市A L Tとの均衡をはかる上で賃金を引き下げると答えた。組合は、A L T賃金引き下げは、市の財政危機を乗り越えるために出てきているのだから、一般職員と同等に扱うべきだと指摘したが、被申立人は一般職員とは給料システムが違うというだけであった。

組合は、被申立人がA L Tと同じ嘱託員である警察O B嘱託員が同等の賃下げをしているというため、警察O Bが年金受給者であるなら、賃金額によっては年金が支給停止となるため、賃金引き下げが収入減にはならない可能性があるのだから、当該警察O Bが年金受給者かどうかを調べるように求めた。また、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（厚労省）に即して30時間A L Tと40時間A L Tとの均等待遇を求めた。これらのことについては、被申立人は次回交渉で答えるとして、上記諾否期限の対象は、一時金に限ることとなった。

同年12月5日組合は、一時金については要求額の一部として受け取るとの返事<sup>3</sup>をF A Xで被申立人に送付した。

本件第2回団交は2006年1月24日に開かれた。

前回に組合が質問した事項について、被申立人から以下の通り回答があった。

住宅入居の調査・交渉にあたる警察O B嘱託員は3人いるが、60歳、61歳、63歳であった。このことから組合は、雇用された時点では分からないが、現時点ではすべて年金受給者であると推測した

30時間A L Tの40時間A L Tとの均等待遇に係る厚労省指針に関しては、「通常の

---

1 2005年10月14日付「団体交渉申入書」  
2 要求事項に対する回答（メモ）  
3 2005年12月05日F A X送付状

労働者との均等待遇については、40時間A L Tの賃金引き下げで対応している」と答え、通常の労働者への転換努力については、「考えていない」と答えた。

次に、労使協議で問題を解決するべきなのに、労働委員会等への申立になって経費がかさむことに絡んで、組合は被申立人が労働委員会事件で弁護士費用をいくら支払っているのかを尋ねた。これについては、後日回答することとなった。

この日は、時間が限られていたため、継続交渉となった。

なお、後日被申立人は上記弁護士費用について、電話で連絡してきた。それによると、大阪府労委事件で着手金、報酬あわせて472,500円（税込み）、中労委事件で着手金157,500円ということであった。

本件第3回団交は2006年2月7日に開かれた。

第3回団交では、組合員から、賃金が下がり、仕事量が増え、責任が増えていることへの不満、市教委前任者が賃金はせいぜい2～3%カットであると伝えていたこと、一般職員の賃金が上がっているのにA L Tだけが下げられていることへの不満が相次いだ。

これに対して、被申立人は財政状況が悪いから賃金を下げざるを得ないと答えた。そこで、組合から財政状況が悪いのなら、一般職員の賃金を2002年度・2003年度3%カットだったものを2004年度から2%カットに緩和して、実質1%引き上げたのはなぜか、また一般職員をA L T並に15%引き下げない理由は何かについて質問した。これについて被申立人は次回交渉で回答することとなった。組合は、次回交渉には財政状況に根拠をもって答えられる財政当局の出席を求めるとした。

本件第4回団交は2006年3月1日に開かれた。しかし、財政当局は出席しなかった。

第4回団交で、被申立人は市の財政状況に関する資料をもとにして、前回団交で組合が質問したことについて回答した。しかし、一般職員の賃金カット率を緩和した理由については何も答えず、当初2年間限定で3%カットして、その後の4年間は緩和したと事実を述べるだけであった。また、A L T並に15%引き下げにしなかった理由については、職種毎の人数構成があるから削減目標に応じてカット率を定めたと、訳の分からないことを説明した。その上で、A L Tについては財政難だから阪神間A L Tの賃金にあわせて15%引き下げにすると、非論理的な説明を行った。組合員は、財政難なら一般職員もA L Tも同等に扱うべきで、格差をつけるべきでないと言った被申立人の説明の矛盾を指摘したが、阪神間A L Tにあわせるというだけであった。

そこで組合は、阪神間A L Tの賃金水準について、時間単価を比較すべきだと求めると、被申立人は一時金を含まない比較を始めた。組合は、年収と年間労働時間から時間単価を出すべきと指摘し、被申立人作成資料（甲第15号証「外国語指導助手の勤務条件（平成16年度実績）」）に基づいて時間単価を計算した。その結果、尼崎市A L Tは阪神間6市のうち上から第4位であった。

組合は、こうしたことから被申立人が2006年度賃金を5%引き下げの根拠がないことを指摘して、その断念を求めた。しかし、被申立人は5%引き下げを変更しないと回答した。

組合は、翌々日の3月3日に春闘総行動があるから、他組合の支援者とともに申し入れに来るから、それまでに5%引き下げを断念するなら連絡するように申し入れて、第4回団交を終えた。

同年3月3日、組合は上部団体である大阪全労協や課題別共闘組織である「おおさかユニオンネットワーク」とともに、06春闘総行動に取り組んだ。その取り組みの一環として、被申立人に対して、「抗議申入書」<sup>4</sup>を手渡して申し入れ行動を行った。また、組合作成のチラシ<sup>5</sup>を示して、阪神間ALITの中でも尼崎市ALITの賃金は平均レベルであることを示した。

被申立人は、新たに時間単価を計算したとして、尼崎市ALIT賃金は阪神間で第2位であると主張した。

06春闘総行動申し入れ行動で組合側が、「ALITたちが外国人差別であると感じないような賃金にせよ」と申し入れたことに対して、対応した田近市教委職員課長は「要請を受けて対処する」と答えた。

上記06春闘総行動による申し入れにもかかわらず、被申立人は団交を再開せず、同年3月28日になってようやく第5回団交が開かれた。団交は午前10時から開始された。

第5回団交で被申立人は、前回団交から時間が経過したことを謝罪して、賃金引き下げについての修正回答<sup>6</sup>を出してきた。修正回答では、40時間ALITの賃金を3%引き下げて438,660円とするというものであった。これに対して組合員から、「引き下げはこれをもって最終になるのか」との質問が出された。被申立人は、「平成19年度については来年度新たに提案する。これが最終ではない」と答えた。

被申立人は阪神間ALITの時間単価についてあらためて説明したが、前回、前々回と異なる数字であった。

組合は、賃金引き下げは認められないことを伝えたが、被申立人は「4%の格差、隔たりか」との認識を示した。組合は、賃上げについての格差・隔たりと、賃上げと賃下げの隔たりを一緒にするべきでないとした。組合は休憩を取って、被申立人の修正回答を検討するとした。そして、組合から2006年度賃金は2005年度賃金と同

---

4 2006年3月3日「抗議申入書」

5 チラシ「もう賃下げはやめて！さらに5%、とんでもない！」

6 外国人外国語指導助手に係る報酬改定等について（メモ）

額とするとの逆提案を行うこととした。

休憩後、組合から上記逆提案を行った。被申立人は、休憩を取って逆提案を検討するとした。

休憩後、被申立人は、修正回答として2.5%引き下げの441,384円とする案を出してきた。しかし、組合員からは一般職員の給料を上げてALTを下げるのは認められないとの声が相次ぎ、組合からは現状と同額賃金で妥結できない理由を明らかにするように求めた。被申立人は、「5%カットを提案したのに0%カットにはとうていできない」と答え、その理由を述べなかった。

そこで組合は、4月給料日まで時間があるので、団交を継続して合意をめざすか、あるいは他の方法で解決策を見つけるかを検討するように求めた。しかし、被申立人は時期が来ているから最終としたい、リミットであるとして、2.5%引き下げに「個々に納得できる人にサインしてもらおう」と発言して、交渉を打ち切ろうとした。組合は、昼食時間が来ているので休憩を取って午後1時から再開しようと申し入れたが、被申立人は休憩には応じなかった。そこで組合は、そのまま団交を継続するように求めた。しかし、被申立人は団交を打ち切り、制止する組合員を暴力的に押しのけて団交会場から逃走した。

同年3月30日、組合は被申立人が団交を打ち切って逃走したことに抗議して、団交の席に戻るよう「抗議申入書」<sup>7</sup>を被申立人にE-mail及びFAXで送付した。

同年3月30日、被申立人は組合員を含むALTたちを個々に呼び出して面接をして、賃金を2.5%引き下げた2006年度「尼崎市教育委員会外国人外国語指導助手の就業に関する規定及び同意書」を示し、翌3月31日に署名するように指示した。

同年3月31日、市教委に出向いた5人のALT組合員たちは、上記同意書については、賃金が組合との交渉中であるので、交渉結果に従うとの但し書きを付して署名をした。しかし、被申立人は但し書きを付した同意書を認めず、2.5%賃金引き下げを受諾する同意書に署名を強制した。組合員たちは前年のことがあるので、解雇をおそれて、しぶしぶ署名した。

本日現在、被申立人は組合が求める団交への出席に応じていない。

### (3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

被申立人は、ALT組合員の2006年度賃金・労働条件に係る団体交渉が2005年12月1日から2006年3月28日まで計5回開かれたが、市教委課長補佐を代表者として団交に出席させただけで、決定権限を持つ者を出席させなかった。その結果、賃金引き下

---

7 2006年3月30日「抗議申入書」

げについて合理的根拠のある理由を説明ができず、団交を紛糾させた。このように団交事項について決定権限を持たない者を代表者として出席させて団交を行うことは、誠実団交義務を果たすものでなく、労働組合法第7条第2号に違反する団交拒否である。

被申立人は、A L T組合員の2006年度賃金・労働条件に係る団体交渉において、2年間にわたり計8.6%引き下げた40時間A L Tの賃金を1%引き上げるように組合が求めたことに対して、市の財政危機を理由にさらに5%引き下げる提案を行った。組合は、財政危機を乗り越えるためには一般職員と同等に扱うべきであると主張したことに対して、被申立人はA L Tの賃金水準を阪神間A L Tの水準に合わせるものであり一般職員との均衡は考えないとの合理的根拠のない回答に終始した。

被申立人は、組合と一緒に阪神間A L T賃金の時間単価を比較したところ、6市のうち第4位であったにもかかわらず、5%引き下げに固執した。またその後、組合に対して2回も比較計算をやり直して、第2位であるとしたが、その根拠は明らかでなく、またそれでも平均レベルであったにもかかわらず、5%引き下げに固執した。

組合が、賃金引き上げをあきらめ、2005年度賃金と同額賃金で妥協する提案を行ったが、被申立人は2.5%に率は緩和したが、引き下げに固執し、かつ次年度以降も引き下げを示唆して、組合の妥協案に応じなかった。

被申立人は、組合が2.5%賃下げには合意できないことを団交で主張したところ、「個々に合意できる人にサインしてもらおう」と発言して、組合との合意をめざそうとしなかった。

被申立人は、組合が合意を目ざすために団交を継続することを求めたことに対して、団交を打ち切って、団交会場から制止する組合員を暴力的に押しのけて逃走した。

このように被申立人の行為は、団交において、被申立人の提案を押しつけることに終始し、組合からの逆提案を検討することなく、一切の譲歩を行わず、組合が被申立人提案を受け入れられないと言うと個々の組合員に合意を求めるとし、最後は団交を暴力的に打ち切ったものであり、誠実団交義務を果たさない、労組法第7条第2号に違反する団交拒否の不当労働行為である。

被申立人は、組合との間で団交を継続している2006年度賃金・労働条件について、組合との協議が整わないまま、組合の頭越しに組合員に個々に直接働きかけて2006年度「尼崎市教育委員会外国人外国語指導助手の就業に関する規定及び同意書」に同意署名を求めた。

また、組合員が賃金は組合との団交中であり団交の結果に従うと但し書きを付した同意書を認めず、賃金を2.5%引き下げた同意書に同意署名を強制した。

このような被申立人の行為は、団結体である組合から組合員を引き離すものであり、組合員に動揺を与えるとともに、組合の弱体化をはかるものであり、労組法第7条第

3号が禁止する支配介入の不当労働行為である。

(4) 結語

被申立人は、財政難を理由に、外国人ALTに対して大幅な賃下げを行った。しかし、日本人一般職員には実質的な賃金引き上げを実施している。ALTたちは財政難であるのなら、全職員で痛みを分かち合う用意があると主張してきたにもかかわらず、外国人だけに犠牲を押しつけてきている。

労働者の賃金・労働条件を変更する場合には、本人合意、就業規則変更、労働協約締結によるしかない。しかも、不利益変更は厳格な条件が求められており、使用者による一方的な変更はできないとされている。ところが、被申立人は上記いずれの方法もとることなく、一方的に賃金を引き下げた。

被申立人は、地方自治体及びその行政委員会であり、人一倍法令遵守精神が求められている。また、差別の解消は行政として最重要な課題である。にもかかわらず、外国人差別を拡大し、法律違反を繰り返している。被申立人にコンプライアンスを自覚させるためにも、請求する救済内容どおりの命令を早期に出されることを期待する。

以 上